令和８年度大田区特別区民税・都民税申告の手引

特設受付会場は、2月16日（月）から3月16日（月）まで開設します。

記入例は裏面7ページにあります

日頃から、税務行政にご協力いただきありがとうございます。
特別区民税・都民税は令和７年1月から12月（以下、「前年」とする。）の所得について令和８年1月1日に大田区にお住まいの方に対し、大田区で税額を計算し、納税者の皆様に通知します。
申告書を送付いたしますので、この手引を参考にして３月16日（月）までに提出してくださるようお願いいたします。

特別区民税・都民税の申告が必要な方

1　令和8年1月1日現在大田区に居住している方
　税務署へ確定申告書を提出しない方のうち、次のいずれかに該当する方
　（税務署への確定申告が必要な方は3ページの「税務署からのお知らせ」によります。）
　(1)給与収入がある方で、勤務先から大田区に給与支払報告書が提出されていない方
　(2)給与収入がある方で、給与収入以外の収入があった方
　(3)公的年金等の収入がある方で、年金収入以外の収入があった方
　(4)営業等・不動産・一時・配当（未公開株式又は大口株式）等の所得があった方
2　大田区に住んでいないが、区内に事務所・事業所がある方

■申告に基づいて賦課決定した場合は、6月に納税通知書を発送する予定です。ただし、所得のなかった方・非課税の方には通知書は発送いたしません。

特別区民税・都民税の申告をしなくてもよい方

1　税務署に前年分の所得税の確定申告をする方
2　給与収入のみで、勤務先から大田区に給与支払報告書が提出されている方（※）
3　公的年金等の収入のみで、年金支払者から大田区に公的年金等支払報告書が提出されている方（※）
（※）源泉徴収票に記載されている控除以外の控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です。

所得がなかった方も申告書を提出してください

前年中に所得がなかった方も、次のいずれかに該当する場合は、申告書裏面「(1)所得のなかった方の記入欄」を記入して提出してください。

◆国民健康保険・後期高齢者医療制度、介護保険等に加入されている方
　※保険料及び給付の算定資料となります。国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、申告により世帯の所得が一定基準以下と判明した場合、減額される制度があります。
◆児童手当・児童扶養手当を受給している方
◆教育・保育・福祉などのサービスを利用されている方
◆扶養家族の申請、住宅関係、保育園の入園申請、奨学金、その他の理由により非課税証明書を必要とされる方

また、あなたと生計を一にする配偶者や親族のうち、前年中の合計所得金額が58万円（給与収入のみの場合123万円）以下の方を扶養している場合は、申告書表面「２．所得控除（所得から差し引かれる金額）」の「㋖配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄又は「㋗扶養親族等」欄に氏名等を記入してください。

申告についてのお問合せ

大田区役所　課税課（本庁舎4階）　〒144-8621　大田区蒲田五丁目13番14号
大田区ホームページ【https://www.city.ota.tokyo.jp/】

お住まいの地区		お問合せ先
大森地区	大森・山王・馬込・中央・池上・平和島	03（5744）1194
調布地区	嶺町・田園調布・鵜の木・雪谷・千鳥・久が原・千束・石川町・仲池上・上池台	03（5744）1195
蒲田地区	蒲田・羽田・糀谷・萩中・六郷・下丸子・矢口・多摩川	03（5744）1196

申告書の提出方法　申告は郵送でお早めに

※混雑緩和のため、郵送による提出にご協力ください。

【郵送による提出】同封の返信用封筒（切手不要）に申告書と証明書等を入れてご返送ください。
（「番号確認書類」及び「身元確認書類」は写しを同封してください。なお、資格確認書を本人確認書類として郵送でご提出していただく際は、保険者番号と被保険者記号・番号部分をマスキングしたうえで、写しをご提出いただくようお願いします。）

【電子申告による提出】スマートフォンやパソコンから申告ができます。詳細は大田区ホームページをご確認ください。

【特別出張所への提出】申告書と証明書等を窓口にご提出ください。（特別出張所では、内容の審査・確認は行いません。）

【特設受付会場への提出】申告書と証明書等を下記特設受付会場にご提出ください。

特設受付会場　：　大田区役所2階　※課税課（4階）ではなく、2階です。ご注意ください。

	受付期間	受付時間
特別区民税・都民税（住民税）の申告	2月16日（月）から 3月16日（月）まで	午前9時から午後4時30分まで ※土曜日・日曜日・休日は受け付けておりません。
確定申告	区役所での確定申告の相談会は実施しません。 次頁の「税務署からのお知らせ」に記載されている各税務署にお問合せください。	

マイナンバー（個人番号）について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、マイナンバーの記入が必要です。申告書を提出する際は、**「番号確認書類」**と**「身元確認書類」**の提示又は写しの添付をお願いします。本人による申告が原則ですが、代理人による申告の場合は、**「本人（委任者）の番号確認書類」**、**「代理人の身元確認書類」**、**「委任状」**が必要になります。委任状の様式は大田区のホームページに掲載してあります。

必要な書類	具体例
番号確認書類	マイナンバーカード、住民票（マイナンバーが記載されたものに限る。） 通知カード（住所・氏名等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。）
身元確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書、パスポート、 身体障害者手帳、在留カード、プレ印字申告書（注）　など

（注）プレ印字申告書とは、大田区が住所・氏名をあらかじめ印字したうえで本人に送付した特別区民税・都民税申告書です。

均等割・所得割がかからない方（住民税・森林環境税が課税されない方）

◇生活保護法による生活扶助を受けている方
◇合計所得が45万円以下の方
◇障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で合計所得が135万円以下の方
◇同一生計配偶者または扶養親族の方がいて、次の条件にあてはまる方
　合計所得≦(同一生計配偶者＋扶養親族数＋1)×35万円＋31万円

均等割のみ課税される方

◇総所得金額等が45万円以下の方
◇同一生計配偶者または扶養親族の方がいて、次の条件にあてはまる方
　総所得金額等≦(同一生計配偶者＋扶養親族数＋1)×35万円＋42万円

～ご注意ください～

納税(税額)通知書発送後に確定申告書を提出した場合、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除など住民税の計算に算入されないものがあります。
詳細は区のホームページをご覧ください。

森林環境税について

森林環境税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設された国税です。
均等割と併せて年額1,000円を賦課徴収します。

給与・公的年金等に係る所得以外の納付方法の選択（令和8年4月1日に65歳未満の方は給与所得以外の方）

給与所得及び公的年金等に係る雑所得以外（令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の納付方法について、希望がある場合は該当欄に○を記入してください。（申告書裏面（16））
◇特別徴収に○を記入した場合、または記入がない場合
勤務先の給与から住民税の全額を差し引きします。なお、令和8年4月1日において65歳以上の方は、公的年金等に係る雑所得に係る住民税については、給与からの特別徴収はできません。　納付方法の選択について
納付方法等は、ご本人様宛てに送付する納税通知書をご確認ください。
◇普通徴収に○を記入した場合
給与に係る所得以外の住民税について、ご自身で納付していただきます。
ご本人様宛てに納税通知書を送付いたします。
※なお、給与所得の一部について普通徴収を希望される場合の記入方法は区HPをご覧ください。

特別区民税・都民税・森林環境税のしくみ（一般的な例）

収入金額 － 必要経費等 ⇒ 総所得金額等 － 所得控除 ＝ 所得金額（課税される）（1,000円未満切捨）

× 区民税税率6％ ＝ 区算出所得割
× 都民税税率4％ ＝ 都算出所得割

－ 調整控除税額控除（Ⅰ）
－ 調整控除税額控除（Ⅱ）

－ 配当割額控除・株式等譲渡所得割控除 ＝ 差引所得割（100円未満切捨）＋ 区均等割3,000円
－ 配当割額控除・株式等譲渡所得割控除 ＝ 差引所得割（100円未満切捨）＋ 都均等割1,000円

＋ 1,000円 森林環境税

年税額

（Ⅰ）調整控除（計算の順序は、2ページ下部の特別区民税・都民税・森林環境税計算のしくみ参照）

所得税と住民税では、人的控除額(扶養控除・基礎控除等)の金額に差があるので、税負担を調整するため住民税所得割額から調整控除として次の金額が減額されます。なお、合計所得金額2,500万円を超える方には適用されません。

住民税課税所得金額が200万円以下の方	次の①と②のいずれか少ないほうの額の5％（区3％・都2％） ①人的控除の差の合計額　　②住民税の課税所得金額
住民税課税所得金額が200万円超の方	［人的控除の差の合計額－(課税所得金額－200万円)］×5％（区3％・都2％） ※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円

※「人的控除の差」は、実際の控除額の差と異なる場合があります。詳しくは、大田区ホームページをご覧ください。

（Ⅱ）税額控除（計算の順序は、2ページ下部の特別区民税・都民税・森林環境税計算のしくみ参照）

■配当控除　配当所得がある場合、次の表により算出した金額が税額から控除されます。

		特別区民税		都民税	
課税所得金額		1,000万円までの部分	1,000万円超の部分	1,000万円までの部分	1,000万円超の部分
利益の配当等		1.6％	0.8％	1.2％	0.6％
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8％	0.4％	0.6％	0.3％
	外貨建等証券投資信託	0.4％	0.2％	0.3％	0.15％

■住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合に、次のいずれか少ない方の金額を住民税所得割額から控除します。
①所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額
②所得税の課税総所得金額等の5％(97,500円が限度)
　ただし、特定取得、特別特定取得、特別特例取得又は特例特別特例取得の場合は、課税総所得金額等の7％(136,500円が限度)

■寄附金税額控除

あなたが前年中に次のいずれかに寄附を行った場合、①と②の合計額を個人住民税の所得割額から控除します。
「確定申告」や「住民税の申告」をする場合は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の対象となりませんので、必ず寄附した金額を各申告書に記載し、領収書を同封してください。
A．都道府県・市区町村(特例控除対象)
※日本赤十字社などに災害義援金等として寄附した場合も該当します。
B．東京都共同募金会、日本赤十字社東京支部、都道府県・市区町村分(特例控除対象以外)
C．東京都の条例で指定した団体(団体一覧は東京都主税局のホームページに掲載してあります。)
D．大田区の条例で指定した団体(団体一覧は区のホームページに掲載してあります。)
①基本控除
　［寄附金額の合計(総所得金額等の30％が限度)－2,000円］×10％（区6％、都4％）
　※Cに該当しDに該当しない団体への寄附は、都4％のみの控除となります。
②特例控除（Aに該当する場合のみ）　※住民税所得割額の2割が上限となります。
　(寄附金額の合計－2,000円)×(90％－所得税の税率×1.021)

■外国税額控除

外国に源泉がある所得については、その国の法令によって所得税・住民税が課せられるとき、国際間で二重課税を調整するため一定の方法により外国税額控除を行います。外国税額控除を受けるには、確定申告書の提出が必要となります。

■配当割額・株式譲渡所得割額

配当所得・株式譲渡所得を申告し、配当割額・株式譲渡所得割額がある場合は、税額控除後に控除されます。
なお、控除を受けるためには、確定申告が必要です。

税務署からのお知らせ　◇所得税及び復興特別所得税の確定申告について◇

確定申告書等の作成には、簡単・便利な国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で！！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画を公開しています。

確定申告はとっても便利なスマホからの申告がおすすめです。

動画で見る確定申告

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/video.htm

■　次のいずれかに該当する方（確定申告をすれば税金が還付される方を除きます。）などは、特別区民税・都民税の申告の有無にかかわらず、所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です（先に所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した場合は、特別区民税・都民税の申告書の提出は不要です。）。
1．給与所得がある方
①給与の収入金額が2千万円を超える方
②給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方
③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方
2．上記1以外の方で各種の所得の合計額から所得控除を差し引き、その金額に税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いて、残額がある方（公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合を除く）
■　給与所得がある方などで確定申告の必要がない方でも、例えば雑損控除、医療費控除及び住宅ローン控除などを受けることで、源泉徴収された税金が還付される場合があります。
　なお、還付申告をする場合も、その他の各種所得の申告が必要です。
■　ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方はご注意ください。確定申告書を提出する場合は、ワンストップ特例を申請した寄附金についても申告する必要があります。
■　税務署へ提出する申告書等には、マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要ですのでご注意ください。
■　申告書、申請書及び添付書類等の書類を郵送等で提出される場合は、「東京国税局業務センター大手町分室」宛てに送付してください。

▽税に関する情報は国税庁ホームページへ【https://www.nta.go.jp】
お問合せ先　大森税務署　3755－2111　〒143-8565　中央7－4－18
　　雪谷税務署　3726－4521　〒145-8506　雪谷大塚町4－12
　　蒲田税務署　3732－5151　〒144-8556　蒲田本町2－1－22

郵送等での提出

ご質問を入力いただければ、AIを活用した**「税務職員ふたば」**がお答えします。
https://www.chat.nta.go.jp

チャットボットでの相談

令和８年
1月1日現在
の住所　〒

現在の住所

（フリガナ）
氏　名　　生年月日 大・昭 平・令　年　月　日

1. 所得金額

			年間の収入金額
㋐ 給与（源泉徴収票添付）	源泉徴収票のない場合は裏面(2)に、給与明細を記入し、合計を右⑧に記入してください。	⑧	給与収入
㋑ 雑 公的年金等（源泉徴収票添付）	遺族年金・障害年金等は裏面(1)の③に記入してください。	⑨	年金収入

	種目	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ青色申告控除額
㋑ 雑	業務			
	その他			
㋒ 事業	営業等			
㋓ 不動産				
㋔ 配当	収入金額の内訳を裏面(4)に記入してください。			
㋕ 一時所得				

上記以外の所得がある場合、雑損控除・寄附金税額控除がある場合は、裏面の該当欄に記入してください。

2. 所得控除（所得から差し引かれる金額）

※㋟と㋠は重複適用不可

㋖ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

氏名	続柄	生年月日	障害者控除	居住形態（別居の場合のみ住所を記入してください。）
フリガナ	妻・夫	大・昭・平・令 年 月 日	級（度）	同居・別居(住所)
			個人番号	

配偶者に所得があった方は、下の該当欄に金額を記入してください。

給与収入	年金収入	その他の所得

㋗ 扶養親族等

※配偶者を除く

・16歳未満の場合、年少に○印

・国外居住の場合、親族関係書類と送金関係書類を添付。さらにその親族が30歳以上70歳未満の場合、留学生、障害者又は38万円以上の送金等を受けている方であることが確認できる書類を添付

氏名	続柄	生年月日	障害者控除	居住形態（別居の場合のみ住所を記入してください。）	㋘区分
フリガナ		大・昭・平・令 年 月 日 年少	級（度）	同居・別居(住所)	
			個人番号		
フリガナ		大・昭・平・令 年 月 日 年少	級（度）	同居・別居(住所)	
			個人番号		
フリガナ		大・昭・平・令 年 月 日 年少	級（度）	同居・別居(住所)	
			個人番号		
フリガナ		大・昭・平・令 年 月 日 年少	級（度）	同居・別居(住所)	
			個人番号		
フリガナ		大・昭・平・令 年 月 日 年少	級（度）	同居・別居(住所)	
			個人番号		

㋙ 社会保険料控除

国民健康保険 後期高齢者医療等保険料（年金から差し引かれた分を除く）	介護保険料（年金から差し引かれた分を除く）	国民年金保険料（証明書添付）	年金から差し引かれた社会保険料等	給与から差し引かれた社会保険料等
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ

㋚ 小規模企業共済等掛金控除（証明する書類添付）

㋛ 生命保険料控除（証明書添付）

新一般生命保険料（支払額）	⑮	新個人年金保険料（支払額）	⑯	介護医療保険料（支払額）	⑰
旧一般生命保険料（支払額）	⑱	旧個人年金保険料（支払額）	⑲	※新制度及び介護医療保険料は平成24年1月1日以降に新規契約・変更したものに限る。	

㋜ 地震保険料控除

地震保険料(支払額)（証明書添付）	㉑	旧長期損害保険料(支払額)（証明書添付）	㉒

㋝ 障害者控除(本人)

該当する障害の種類に○印をしてください。

（1）愛の手帳１・２度
（2）身体障害者手帳１・２級
（3）精神障害者保健福祉手帳１級
（4）成年被後見人
（5）戦傷病者手帳の特別項症～第三項症に該当される方
（6）65歳以上で特別障害者相当と市区町村長等の認定を受けた方
（7）(1)～(6)以外の方は下記にご記入ください。
（愛の手帳・身体・精神　級(度)　）

㋞ 寡婦、ひとり親控除

該当する事項に○印をしてください。

寡婦（死別・離婚・生死不明：事由発生日 昭 平 令　年　月　日）・ひとり親

㋟ 勤労学生控除

学校名　　学年

㋠ 医療費控除（明細書等添付）

A 支払った医療費	B 保険金などで補てんされる金額	C 差引負担額（A－Bの金額）

「差引負担額(C)」－ 10万円又は各種所得の合計額等の５％のいずれか少ない方の金額 ＝ 医療費控除額(200万円が上限)

㋡ セルフメディケーション税制控除（明細書添付）

D 支払った医薬品購入費	E 保険金などで補てんされる金額	F 差引負担額（D－Eの金額）

「差引負担額(F)」－ 12,000円 ＝ セルフメディケーション税制控除額（88,000円が上限）

お手元の控えとしてご利用ください。また、申告書を郵送する方で受領確認が必要な方は、この控えに申告書と同じ内容を書き、返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの）をご用意いただき同封してください。同封されている場合に限り返送させていただきます。なお、この控えにはマイナンバーの記入はしないでください。

控

（1）所得のなかった方の記入欄

前年（令和７年１月～12月）中に、所得のなかった方は、次の該当する番号に○印をして必要な事項を記入してください。
また、あなたと生計を一にする配偶者や親族のうち、前年中の合計所得金額が58万円(給与収入のみの場合123万円)以下の方を扶養している場合は、表面「２．所得控除(所得から差し引かれる金額)」の「㋖配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄または「㋗扶養親族等」欄に氏名等を記入してください。

①次の人に扶養(援助)されていました。

（住所）
（氏名）　　あなたから みた続柄

②雇用保険・労災保険を受けていました。

年　月　日から　年　月　日まで　（または受給中）

③遺族年金等を受給していました。

イ 遺族年金　ロ 障害年金　ハ 増加恩給　ニ 福祉年金　ホ その他（　）
年間受給額　　円

④生活保護法による生活扶助を受けていました。

（現在も受給中の方）　年　月　日から現在も受給中
（前年中に受給した方）　年　月　日から　年　月　日まで
生活扶助を受給している市区町村名などを記入してください。
区・市　　生活福祉課・福祉事務所

⑤預貯金で生活していました。

⑥その他(生活費の入手先を記入してください。)

（2）給与所得者で源泉徴収票のない方は、前年中の収入を必ず記入してください。

（裏面）

主な勤務先
所在地
電話
仕事の種類　アルバイト・パート・日雇・その他（　）

月	A 日給	B 勤務日数	A×B 月収
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
年間の賞与合計金額			
合　計			

（3）すでに申告書を他の市区町村や税務署に提出された方の記入欄

提出した市区町村名・税務署名　　提出年月日　年　月　日
提出したときに記入した住所

（4）配当所得の内訳

会社名	種類・株数	収入金額	源泉徴収所得税額	支払確定年月
		円	円	年　月

（5）総合課税の利子所得のある方(034)

利子名	利子所得の金額	支払確定年月
	円	年　月

（6）株式等譲渡所得のある方

	株式等の名称	収入金額	取得費等	所得金額
上場株式等の譲渡（184）		円	円	円
一般株式等の譲渡（075）		円	円	円

（7）農業、山林、総合・分離譲渡(短期・長期)所得、先物取引等に係る所得のある方の記入欄

項目	収入金額	必要経費	特別控除額	所得金額
	円	円	円	円

（8）退職所得のある方の記入欄(085)

収入金額	勤続年数	退職区分
円	年（　年　日間）	普通・障害

（9）所得金額調整控除に関する事項

フリガナ		個人番号	
氏名		続柄	生年月日　年　月　日
特別障害者に該当する場合	級　度	別居の場合の住所	

（10）事業専従者に関する事項の記入欄(134)

青白の別	氏名	続柄	生年月日	給与控除額
青・白			・・	円
個人番号				

（11）事業税に関する事項の記入欄

事業税の非課税所得	番号	所得金額	円
開業・廃業	年　月　日 開・廃	損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	事業所所在地	
	損失額 円 被災損失額		

（12）住所が区外にある方で区内に事務所・事業所・家屋敷を有する方の記入欄

所在地	名称

（13）雑損控除のある方の記入欄(109)

損害の原因	
損害年月日	
A 損害金額	円
B 補填される金額	円
A － B 差引損失額	円
災害関連支出額	円

（14）住民税の控除合計額の記入欄

円

（15）寄附金に関する事項の記入欄(支払額・証明書添付)

A：都道府県・市区町村(特例控除対象)への支払額(467)	円
B：東京都の共同募金会・日赤支部・都道府県及び市区町村分(特例控除対象以外)支払額(120)	円
C：東京都条例指定寄附金対象団体への支払額(466)	円
D：大田区条例指定寄附金対象団体への支払額(465)	円

（16）給与・公的年金等に係る所得以外の納付方法の選択(希望に○を記入)

	特別徴収(給与と合算して給与から納付)
	普通徴収(給与と合算せず、個人で納付)

「医療費の領収書」では、医療費控除を受け付けることができません。ご注意ください。

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受けることができません。

令和８年度　医療費控除の明細書

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　医療費通知に関する事項

右記の（1）～（3）を記入する場合、
医療費通知（※）を必ず添付してください。
※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類です。（例）健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など

（1）医療費通知に記載された医療費の額	（2）（1）のうちその年中に支払った医療費の額	（3）（2）のうち保険金などで補てんされる金額
円	㋐ 円	㋑ 円

2　医療費（上記１以外）の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

※上記１に記入したものについては記入しないでください。 ※書ききれない場合はコピーしてお使いください。

（1）医療を受けた方の氏名	（2）病院・薬局などの支払先の名称	（3）医療費の区分	（4）支払った医療費の額	（5）保険金などで補てんされる金額
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費	円	円
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
		□診療・治療　□介護保険サービス □医薬品購入　□その他の医療費		
２　の　合　計			㋒　円	㋓　円

3　差引負担額の計算　下記Ａ～Ｃの額を申告書「㋟ 医療費控除」の各欄に転記してください。

A	支払った医療費（㋐＋㋒）	円
B	保険金などで補てんされる金額（㋑＋㋓）	円
C	差引負担額（Ａ－Ｂの金額）	円

医療費控除の明細書の記載要領

５ページの明細書は、医療費控除の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

医療費通知に関する事項

医療費通知（※１）を添付する場合、１の(１)～(３)を記入してください。

記入例

（1）医療費通知に記載された医療費の額	（2）（1）のうちその年中に支払った医療費の額	（3）（2）のうち保険金などで補てんされる金額
176,584 円	㋐ 153,300 円	㋑ 円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入してください。なお通知が複数ある場合は、すべて合計し記入してください。（※２）

（1）で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入してください。（※２）

（2）で記入した医療費のうち、生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合は、その金額を記入してください。

※１医療費通知とは、医療保険者（健康保険組合、国民健康保険組合等）が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。（自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。）
①被保険者名等の氏名
②療養を受けた年月
③療養を受けた者の氏名
④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額
⑥保険者等の名称

※２本人が実際に支払った金額を記入してください。医療費の総額（10割）ではありませんので、ご注意ください。

※３電車やバス等の交通費（申告する医療費控除に係るものに限る。）も申告することができます。

添付又は提示が必要な書類

●裏面の「医療費控除の明細書」（添付）
●医療費通知（原本添付）　※「１ 医療費通知に関する事項」に記載したものに限ります。
●次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類（添付又は提示）

◎寝たきりの人のおむつ代……医師が発行した「おむつ使用証明書」
※介護保険の要介護認定を申請し、一定の基準を満たす方は「おむつ使用証明書」に代えて、「主治医意見書の内容を確認した書類」を添付することもできます。発行要件、申請方法等は介護保険課（03-5744-1478）にお問い合わせください。
◎温泉利用型健康増進施設の利用料金……温泉療養証明書
◎指定運動療法施設の利用料金……運動療養実施証明書
◎ストマ用装具の購入費用……ストマ用装具使用証明
◎Ｂ型肝炎患者の介護にあたる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用……医師の診断書（その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載があるもの）
◎白内障等治療に必要な眼鏡の購入費用……処方箋（医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの）
◎市区町村または認定民間事業者による在宅療養の介護費用……在宅介護費用証明書

※インフルエンザ等の予防接種にかかる費用は医療費控除の対象にはなりません。

重要なお知らせ

平成30年度（平成29年分の所得）の特別区民税・都民税の申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は不要になりました。
ただし、明細書の記入内容の確認のため、区役所が領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で５年間保管してください。

申告書の記入例

表面

令和８年1月1日現在の住所 〒 蒲田5丁目13番14号

現在の住所 同上

電話番号（自宅・勤務先・携帯） 090-XXXX-XXXX　職業

（フリガナ）氏名 オオタ タロウ 大田 太郎

生年月日 大・昭・平・令 20年 5月 1日

個人番号（マイナンバー） マイナンバーを記入

1. 所得金額

㋐ 給与（源泉徴収票添付）	源泉徴収票のない場合は裏面(2)に、給与明細を記入し、合計を右⑧に記入してください。		⑧ 年間の収入金額 給与収入	
㋑ 雑 公的年金等（源泉徴収票添付）	遺族年金・障害年金等は裏面(1)の③に記入してください。		⑨ 年金収入 1,990,000	

	種目	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費	Ⓒ青色申告控除額
㋑ 雑	業務			
	その他			
㋒ 事業	営業等			
㋓ 不動産				
㋔ 配当	収入金額の内訳を裏面(4)に記入してください。			
㋕ 一時所得				

上記以外の所得がある場合、雑損控除・寄附金税額控除がある場合は、裏面の該当欄に記入してください。

2. 所得控除（所得から差し引かれる金額）

	氏名	続柄	生年月日	障害者控除	居住形態（別居の場合のみ住所を記入してください。）
㋖ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ オオタ ハナコ 大田花子	妻・夫	大・昭・平・令 23年 3月25日	級（度）	同居・別居（住所） 個人番号 マイナンバーを記入

配偶者に所得があった方は、下の該当欄に金額を記入してください。

給与収入	年金収入	その他の所得
	950,000	

	氏名	続柄	生年月日	障害者控除	居住形態（別居の場合のみ住所を記入してください。）	㋡区分
㋗ 扶養親族等 ※配偶者を除く	フリガナ オオタ ナツオ 大田夏夫	子	大・昭・平・令 53年 8月 1日 年少	1 級（度）	同居・別居（住所） 個人番号 マイナンバーを記入	
・16歳未満の場合、年少に○印	フリガナ		大・昭・平・令 年 月 日 年少	級（度）	同居・別居（住所） 個人番号	
・国外居住の場合、親族関係書類と送金関係書類を添付。	フリガナ		大・昭・平・令 年 月 日 年少	級（度）	同居・別居（住所） 個人番号	
さらにその親族が30歳以上70歳未満の場合、留学生、障害者又は38万円以上の送金等を受けている方であることが確認できる書類を添付	フリガナ		大・昭・平・令 年 月 日 年少	級（度）	同居・別居（住所） 個人番号	
	フリガナ		大・昭・平・令 年 月 日 年少	級（度）	同居・別居（住所） 個人番号	

㋘ 社会保険料控除	国民健康保険 後期高齢者医療等保険料（年金から差し引かれた分を除く）	介護保険料（年金から差し引かれた分を除く）	国民年金保険料（証明書添付）	年金から差し引かれた社会保険料等	給与から差し引かれた社会保険料等
	Ⓐ 74,000	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ 127,000	Ⓔ

㋙ 小規模企業共済等掛金控除（証明する書類添付）

㋚ 生命保険料控除（証明書添付）					
新一般生命保険料（支払額）	⑮ 45,000	新個人年金保険料（支払額）	⑯	介護医療保険料（支払額）	⑰ 30,000
旧一般生命保険料（支払額）	⑱	旧個人年金保険料（支払額）	⑲	※新制度及び介護医療保険料は平成24年1月1日以降に新規契約・変更したものに限る。	

㋛ 地震保険料控除	地震保険料（支払額）（証明書添付）	㉑ 15,000	旧長期損害保険料（支払額）（証明書添付）	㉒

㋜ 障害者控除（本人） 該当する障害の種類に○印をしてください。
（1）愛の手帳１・２度
（2）身体障害者手帳１・２級
（3）精神障害者保健福祉手帳１級
（4）成年被後見人
（5）戦傷病者手帳の特別項症～第三項症に該当される方
（6）65歳以上で特別障害者相当と市区町村長等の認定を受けた方
（7）（1）～（6）以外の方は下記にご記入ください。
（愛の手帳・身体・精神　級（度）　）

㋝ 寡婦、ひとり親控除 該当する事項に○印をしてください。 寡婦（死別・離婚・生死不明：事由発生日 昭・平・令 年 月 日）・ひとり親

㋞ 勤労学生控除 学校名　学年

※㋟と㋠は重複適用不可

㋟ 医療費控除（明細書等添付）	A 支払った医療費	B 保険金などで補てんされる金額	C 差引負担額（A－Bの金額）
	「差引負担額（C）」－ 10万円又は各種所得の合計額等の５％のいずれか少ない方の金額 ＝ 医療費控除額（200万円が上限）		
㋠ セルフメディケーション税制控除（明細書添付）	D 支払った医薬品購入費	E 保険金などで補てんされる金額	F 差引負担額（D－Eの金額）
	「差引負担額（F）」－ 12,000円 ＝ セルフメディケーション税制控除額（88,000円が上限）		

大田区処理欄

この部分には記入しないでください。

（ア～チ、ツ：各欄の説明記号）

裏面

（1）所得のなかった方の記入欄

前年（令和７年１月～12月）中に、所得のなかった方は、次の該当する番号に○印をして必要な事項を記入してください。

また、あなたと生計を一にする配偶者や親族のうち、前年中の合計所得金額が58万円（給与収入のみの場合123万円）以下の方を扶養している場合は、表面「2．所得控除（所得から差し引かれる金額）」の「㋖配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」欄または「㋗扶養親族等」欄に氏名等を記入してください。

①次の人に扶養（援助）されていました。
（住所） 千葉市中央区中央○-○-○
（氏名） 大森 次郎　あなたからみた続柄 父

②雇用保険・労災保険を受けていました。
年 月 日から 年 月 日まで（または受給中）

③遺族年金等を受給していました。
イ 遺族年金　ロ 障害年金　ハ 増加恩給　ニ 福祉年金　ホ その他（　）
年間受給額 1,860,000 円

①所得金額（種類と収入金額）の説明

㋐ 給与

給料、賞与、賃金、アルバイト、パートなどの収入の合計額を記入してください。
◇源泉徴収票を添付してください。
◇源泉徴収票のない方は申告書裏面（２）の該当欄に内訳を記入してください。

〈参考〉給与所得の算出方法

給与収入の金額＝A	給与所得金額
650,999円以下	0円
651,000円～1,899,999円	A－650,000円
1,900,000円～3,599,999円	※A×70％－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	※A×80％－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A×90％－1,100,000円
8,500,000円以上	A－1,950,000円

次の（1）（2）に該当する方には、それぞれ所得金額調整控除が適用されます。詳しくは、大田区ホームページをご覧ください。
（1）給与収入額が850万円を超える次のいずれかに該当する方
①23歳未満の扶養親族がいる
②本人又は同一生計内の扶養親族が特別障害者控除の対象となる方
（2）給与所得と年金所得の両方がある方

※印は給与収入の金額を4,000で割り、小数点以下を切り捨てた金額に4,000をかける端数処理をします。

㋑ 雑

公的年金等

公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金など）の収入の合計額を記入してください。
◇遺族年金・障害年金・老齢福祉年金・傷病賜金等は、課税対象となりません。

〈参考〉公的年金等に係る雑所得の算出方法

	公的年金等の収入金額＝B	雑所得の額（円未満切捨て）
65歳以上 昭和36年１月１日 以前の出生者	330万円以下	B－110万円
	330万円超410万円以下	B×75％－27.5万円
	410万円超770万円以下	B×85％－68.5万円
	770万円超1,000万円以下	B×95％－145.5万円
	1,000万円超	B－195.5万円
65歳未満 昭和36年１月２日 以降の出生者	130万円以下	B－60万円
	130万円超410万円以下	B×75％－27.5万円
	410万円超770万円以下	B×85％－68.5万円
	770万円超1,000万円以下	B×95％－145.5万円
	1,000万円超	B－195.5万円

※上記表は、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円以下の場合です。
1,000万円を超える場合については、大田区ホームページをご確認ください。

	Ⓐ収入金額	Ⓑ必要経費
業務	原稿料、講演料又はシェアリング・エコノミー（民宿、食料品の配達など）などの副収入による収入金額を記入してください。	収入を得るために支出した必要経費を記入してください。
その他	生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの上記以外のものによる収入金額を記入してください。	収入を得るために支出した必要経費を記入してください。

㋒ 事業

営業等	製造業、小売業、飲食業、サービス業など自営業から生じる収入のほか、ホステス、内職などの収入金額を記入してください。	商品の原価、資料代、交通費など

㋓ 不動産

地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金などの収入金額を記入してください。	固定資産税・損害保険料、修繕費など

㋔ 配当

◇未公開株式（少額配当含む）及び大口（発行済株式総数の３％以上所有）の上場株式及び出資金の配当等を記入してください。
（少額配当…１回の支払額が「10万円×配当計算期間の月数（最高12ヶ月）÷12」以下の配当）

◇上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等について令和６年度の申告からは、住民税と所得税で異なる課税方式を選択することが出来なくなりました。申告する場合は、確定申告書の提出が必要です。

㋕ 一時

賞金、懸賞当せん金、生命保険の満期返戻金などの一時的な収入金額を記入してください。	生命保険料又は掛金の総額など

②所得控除（所得から差し引かれる金額）の説明

㋖ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

◇配偶者の「氏名・続柄・生年月日・障害の程度・同居又は別居の区分・別居の場合は居住地・個人番号（マイナンバー）」を記入してください。配偶者に所得があった方は、該当する収入欄に金額を記入してください。
※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が58万円以下の配偶者です。
※控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者です。

配偶者の合計所得金額	控除の種類	納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
58万円以下	配偶者控除	33万円	22万円	11万円	控除適用なし
	老人配偶者控除	38万円	26万円	13万円	
58万円超100万円以下	配偶者特別控除	33万円	22万円	11万円	
100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円	
105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円	
110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円	
115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円	
120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円	
125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円	
133万円超	―	控除適用なし			

※他の納税義務者の被扶養者や事業専従者は除く。

	所得控除		控除額
ク	**扶養控除** 令和７年12月31日(年の途中で死亡した場合にはその死亡の日)現在、あなたと生計を一にする親族のうち(配偶者、16歳未満の扶養親族を除く)前年中の合計所得金額が58万円以下(給与収入のみの場合は123万円以下)の扶養親族がいる場合は、1人につき右の金額が控除されます。 **一般扶養** 昭和31年1月2日から平成15年1月1日までの間に生まれた方 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間に生まれた方 **特定扶養** 平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた方 **老人扶養** 昭和31年1月1日以前に生まれた方 **年少扶養**(16歳未満の扶養親族) 平成22年1月2日以降に生まれた方 ◇16歳未満の扶養親族については扶養控除の対象にはなりませんが、扶養親族に含まれます。扶養親族数は非課税の判定に必要となるため、必ず扶養親族等欄に氏名等を記入してください。 ◇国外に居住する親族について、扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除、非課税限度額制度の適用を受ける場合には、証明書類が必要になりますのでご注意ください。(日本語の翻訳書類も必要) ◇扶養する親族の「氏名・続柄・生年月日・障害の程度・同居又は別居の区分・別居の場合は居住地・個人番号(マイナンバー)」を記入してください。	※他の納税義務者の被扶養者や事業専従者は除く。	一般扶養 ･･･33万円 特定扶養 ･･･45万円 老人扶養 ･･･38万円 同居老親等 ･･･45万円
ケ	**社会保険料控除** あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき国民健康保険・国民年金・介護保険などの保険料を前年中にあなたが支払った場合、控除されます。 ◇国民年金(基礎)保険料については、証明書を添付してください。 ◇あなた以外の方の年金から差し引かれた社会保険料は、あなたの社会保険料控除の金額に含むことはできませんのでご注意ください。	※源泉徴収票に記載されている場合は証明書は必要ありません。	支払った全額
コ	**小規模企業共済等掛金控除** 前年中にあなたが支払った第１種共済掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金がある場合、控除されます。 ◇証明書を添付してください。		支払った全額
サ	**生命保険料控除** 生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金は除きます。)がある場合に、一般の保険料と個人年金の新契約分・旧契約分、介護医療保険料の別に、その合計額に応じた金額が控除されます。 ◇新契約とは平成24年１月１日以降に締結した生命保険の契約分です。 ◇生命保険料控除を受けるためには、支払額及び新・旧契約が判断できる証明書を添付してください。 〈参考〉生命保険料控除額の求め方 (ア)平成23年12月31日までに締結した保険契約（旧契約） (一般生保(介護医療含)・個人年金のそれぞれで計算する。) 年間の支払保険料 / 控除額 15,000円まで / 支払保険料の全額 15,001円～40,000円まで / 支払保険料×1/2＋7,500円 40,001円～70,000円まで / 支払保険料×1/4＋17,500円 70,001円以上 / 35,000円 (イ)平成24年１月１日以降に締結した保険契約（新契約） (一般生保・個人年金・介護医療のそれぞれで計算する。) 年間の支払保険料 / 控除額 12,000円まで / 支払保険料の全額 12,001円～32,000円まで / 支払保険料×1/2＋6,000円 32,001円～56,000円まで / 支払保険料×1/4＋14,000円 56,001円以上 / 28,000円		(一般生命保険料) 控除上限額： 28,000円 ※旧契約分： 35,000円 (個人年金保険料) 控除上限額： 28,000円 ※旧契約分： 35,000円 (介護医療保険料) 控除上限額： 28,000円 合計控除限度額： 70,000円
シ	**地震保険料控除** あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋等の損害保険契約について前年中にあなたが支払った地震保険料及び平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料がある場合、控除されます。 ◇証明書を添付してください。 ◇長期とは「保険期間10年以上、かつ満期返戻金のあるもの」です。 〈参考〉控除額の求め方 支払った保険料の合計額 / 控除額 (ア)旧長期損害保険料のみ 5,000円まで / (ア)の全額 5,001円～15,000円まで / (ア)×1/2＋2,500円 15,001円以上 / 10,000円 (イ)地震保険料のみ 50,000円まで / (イ)×1/2 50,001円以上 / 25,000円 両方ある場合(ア)の控除額＋(イ)の控除額 (限度額25,000円)		(地震損害保険料) 控除上限額： 25,000円 (旧長期損害保険料) 控除上限額： 10,000円 合計控除限度額： 25,000円

	所得控除	控除額
ス	**障害者控除**　16歳未満の扶養親族や同一生計配偶者が障害者である場合にも適用されます。 あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族(同一生計配偶者・扶養控除の対象となる親族及び16歳未満の扶養親族)が、令和７年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において障害者や特別障害者である場合に、右の金額が控除されます。 ◇本人が障害者控除に該当する場合は、㋔欄(1)～(7)の該当箇所に○をつけてください。 ◇配偶者・扶養親族の方が障害者控除に該当する場合は、㋖又は㋗欄に「障害の程度」を記入してください。 ※ 障害者・特別障害者とは ①愛の手帳の交付を受けている方(１・２度は特別障害者) ②身体障害者手帳の交付を受けている方(１・２級は特別障害者) ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(１級は特別障害者) ④成年被後見人など精神上の障害により物事を判断する能力を欠く常況にある方(特別障害者) ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方(特別項症～第３項症は特別障害者) ⑥年齢65歳以上の方で、障害者又は特別障害者として市区町村長等の認定を受けている方 ⑦いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方(特別障害者) ⑧原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方(特別障害者) ◇障害者手帳をお持ちの方は、手帳の提示(コピー提出可)をお願いします。 ◇障害者控除対象認定書、登記事項証明書による申請の場合は毎年書類の提出が必要となります。	障害者 ･･･26万円 特別障害者 ･･･30万円 同居特別障害者 ･･･53万円
セ	**寡婦控除・ひとり親控除** あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下、かつ事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次の(１)(２)のいずれかに該当する場合は、それぞれ右の金額が控除されます。 (１)寡婦の範囲(※ひとり親に該当する場合を除く。) ①夫と離婚後に婚姻していない方のうち、扶養親族がいる方 ②夫と死別後に婚姻していない方又は夫が生死不明の方 (２)ひとり親の範囲 婚姻していない方又は配偶者の生死が明らかでない方のうち、生計を一にする前年の総所得金額等が58万円以下の子がいる方	寡婦 ･･･26万円 ひとり親 ･･･30万円
ソ	**勤労学生控除** あなたが学生・生徒で給与所得などの勤労による所得を有し、前年中の合計所得金額が85万円以下（そのうち勤労によらない所得が10万円以下)の場合、右の金額が控除されます。 ◇専修学校・各種学校等の生徒の場合は、その学校の控除対象となることを証明した書類及び在学証明書を添付してください。	26万円
タ	**医療費控除** あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、前年中にあなたが支払った医療費がある場合、控除されます。 〈参考〉控除額の求め方 (医療費－保険などで補てんされる金額)－10万円又は各種所得の合計額等５％のどちらか少ない方の金額＝控除額 ◇ただし、控除の限度額は200万円です。 ◇明細書等を添付してください。詳細は５・６ページをご覧ください。	重複適用はできません。
チ	**セルフメディケーション税制控除(医療費控除の特例)** 前年中に健康の保持増進や疾病の予防のために健康診断を受診するなど一定の取組を行い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合、控除されます。 〈参考〉控除額の求め方 (対象医薬品購入費－保険などで補てんされる金額)－１万２千円＝控除額 ◇ただし、控除の限度額は８万８千円です。 ◇従来の医療費控除㋟との選択適用になります。 ◇明細書を添付してください。	
ツ	**特定親族特別控除** あなたと生計を一にする親族のうち、19歳以上23歳未満で、前年中の合計所得金額58万円超123万円以下(給与収入のみの場合は123万円超188万円以下）の特定親族がいる場合は特定親族特別控除が受けられます。詳細は別紙「令和８年度住民税の主な改正点」をご覧ください。 なお、特定親族特別控除を申告する方以外は「㋡区分」の記入は不要です。	別紙参照

基礎控除　基礎控除は、合計所得金額に応じて、次の控除額が適用されます。※申告書に記入の必要はありません。

2,400万円以下の場合	43万円	2,450万円超2,500万円以下の場合	15万円
2,400万円超2,450万円以下の場合	29万円	2,500万円超の場合	適用なし

利子所得　申告書裏面(５)　利子のうち、源泉分離課税の適用を受けていないもの。

農業所得　申告書裏面(７)　農産物の生産、果樹の栽培などの事業から生じる収入金額。

総合譲渡所得　申告書裏面(７)　資産譲渡(土地・建物などで分離課税されるものを除く)の収入金額。

所得金額調整控除　申告書裏面(９)
申告書表面「１所得金額　㋐給与　⑧給与収入」が850万円以上かつ、次のいずれかに該当する場合控除されます。
①本人が特別障害者である。②年齢23歳未満の扶養親族がいる。③特別障害者の同一生計配偶者又は扶養親族がいる。
※なお、申告書表面に上記①～③の事項が確認できる場合、別途の記載は不要です。あなたに申告書表面に記載されない扶養親族(夫の扶養親族として申告している子など)がいる場合は、申告書裏面(９)に記入してください。

雑損控除　申告書裏面(13)
あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の生活に通常必要な資産が前年中に火災や盗難などによって損害を受けた場合、控除されます。
〈控除額〉　(損害額)－(保険などで補てんされる金額)－(各種所得の合計額の10％)＝控除額
◇ 災害関連支出の金額がある場合はお問い合わせください。
◇ 証明書を添付してください。

給与・公的年金等に係る所得以外の納付方法の選択　申告書裏面（16)
詳しくは、この手引きの２ページをご覧ください。

※今後、税法等改正があった場合は、新税法等が適用されます。